

令和6年6月

定 款

合同製鐵株式会社

合同製鐵株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は合同製鐵株式会社と称し、英文では Godo Steel, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種鉄鋼、鋳鋼、鋳鉄の製造販売
2. 産業機械・装置及び鋼構造物の設計・製造・販売・工事の請負並びに土木、建築工事の設計・請負
3. 不動産の売買、管理及び賃貸
4. 電気の供給事業
5. 産業廃棄物処理業
6. 農業資材の製造販売
7. 土木建築資材の製造販売
8. 前各号に関する技術の販売
9. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3千9百40万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の、定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに招集する。

(基 準 日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集する。

社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役が招集する。

(議 長)

第14条 社長は株主総会の議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を会社に差出さなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。会社を代表する取締役は社長とする。なお必要ある場合には、取締役会の決議により他の取締役の中よりこれを選任することができる。

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は取締役をもって組織し業務の執行につき決議する。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに通知をしなければならない。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

社長は取締役会を招集しその議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

第26条 当社に必要な応じて相談役若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第28条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において、短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

2. 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の3日前までに通知をしなければならない。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算し、満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(改 正)

昭和 26年 8 月 30日 (商法改正に伴う変更)	平成 12年 6 月 29日
昭和 27年 7 月 25日	平成 13年 6 月 28日
昭和 28年 1 月 14日	平成 14年 6 月 27日 (商法改正に伴う変更)
昭和 32年 8 月 27日	平成 15年 6 月 27日 (商法改正に伴う変更)
昭和 35年 8 月 25日	平成 16年 6 月 29日 (商法改正に伴う変更)
昭和 38年 8 月 30日	平成 17年 6 月 29日 (商法改正に伴う変更)
昭和 39年 5 月 26日	平成 18年 6 月 29日 (会社法施行に伴う変更)
昭和 41年 5 月 26日	平成 21年 6 月 26日 (株券の電子化に伴う変更)
昭和 44年 5 月 27日	平成 24年 6 月 27日
昭和 48年 5 月 29日	平成 26年 6 月 27日
昭和 50年 5 月 27日 (商法改正に伴う変更)	平成 27年 6 月 26日
昭和 52年 4 月 22日	平成 28年 10月 1 日
昭和 52年 6 月 1 日	令和 元年 6 月 26日
昭和 53年 6 月 28日	令和 4 年 6 月 24日
昭和 57年 6 月 28日 (商法改正に伴う変更)	令和 6 年 6 月 25日
昭和 60年 6 月 28日	
昭和 61年 6 月 27日	
昭和 63年 6 月 29日	
平成 2 年 11月 30日	
平成 3 年 6 月 27日	
平成 6 年 6 月 29日 (商法改正に伴う変更)	
平成 9 年 6 月 27日	
平成 10年 6 月 26日	